

【タイ】 タイ、期限を徒過した商標更新料、特許料の追加料金を免除する 2 つの省令案を閣議決定

2022 年 2 月 2 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ、期限を徒過した商標更新料、特許料の追加料金を免除する 2 つの省令案を閣議決定のお知らせです。

Ratchada Thanadirek 首相府副報道官氏は 2022 年 1 月 24 日、同日の閣議後、COVID-19 による景気の影響を受けている商標権者や特許権者の負担軽減のために 2 つの省令案を閣議決定したと述べた。1 つ目の省令案は、商標法に基づく追加料金を免除する案で、商標権者が更新料を期限徒過後に納付した場合の庁費用の追加料金 20% を免除する。2 つ目の省令案は、特許法に基づく追加料金を免除する案で、特許権者および小特許権者が法律で定められた期間内に年金を支払わない場合に課される年金の追加料金 30% を免除する。

当該省令案は、官報に公告された翌日から 2022 年 9 月 30 日まで有効である。

情報公開日

2022 年 1 月 24 日

URL 等

<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/50837>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。